

# さくらいろ保育園利用会員規約

## 第1章 総則

### 第1条 (目的・名称)

ライフデザインラボ株式会社は、子育て世代に「安心して子育てできる環境」を提供するために、内閣府が実施する企業主導型保育事業における病児保育事業を SickChild CareStation さくらいろ保育園（以下「保育園」といいます。）として運営し、女性の社会進出、ワークライフバランスの実現に寄与することで、出生率の向上や地域社会の活性化を図ることを目的としています。

### 第2条 (適用範囲)

本規約は、保育園が提供する病児保育等のサービスの利用を申請し、保育園が当該申請を承諾したすべての者（以下「利用会員」といいます。）に適用されます。保育園が法令の範囲内で、書面により本規約と異なる特約を結んだときは、前項にかかわらず当該特約が優先するものとします。

### 第3条 (定義)

#### 1. 保育者

保育者とは、保育園の保育に関する職務に従事し、看護師、保育士の資格を有する者をいいます。

#### 2. 病児保育

病児保育とは、月齢満6か月から小学校6年生までの利用会員のこども（以下「対象児」といいます。）が風邪その他の病気に罹患した場合に、病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号雇用均等・児童家庭局長通知以下「実施要綱」という。）7（1）、（2）及び（3）の規定に従い、対象児のかかりつけ医等が入院の必要性がないと認めた場合に限り、保育園において保育者が当該対象児を一時的に預かり、保育することをいいます。

## 第2章 利用会員

### 第4条（利用会員資格）

利用会員としての資格は、次の条件を全て満たした者に与えられます。

1. 対象児の親
2. 反社会的勢力にかかる団体又はその関係者でない者
3. 健康保険に加入していること
4. 保育園の入会健康チェックにより、病児保育の提供が困難でないと判断された対象児の親

【健康チェックで病児保育の提供が困難と判断される可能性のある対象児の例】

- 医療行為が恒常的に必要な障害を持ったこども
- 専門的な特別支援教育を必要とするこども
- アレルギーなどの症状が著しく重いこども
- 慢性疾患があり、通常保育の困難なこども

### 第5条（入会手続）

保育園を利用する場合、本規約に同意の上、入会手続を履行することが必要です。

### 第6条（利用会員資格の一時停止・除名）

利用会員が以下のいずれかの事由に該当すると保育園が判断した場合、保育園は、利用会員資格の一時停止又は除名をすることができます。この場合において、利用会員は、利用会員資格の一時停止又は除名の時点における未納金があるときには、これを即時に完納するものとします。

1. 本規約に違反した場合
2. 保育園及び他の利用会員の名誉又は信用を毀損し、秩序を乱した場合
3. 利用料金の支払いを遅滞し、支払いの催告に応じない場合
4. 法令に違反する行為を行った場合
5. ネグレクト又は虐待（通報あり）が行われた場合
6. 保育園に対して虚偽の報告を行った場合
7. ネットワークビジネス、宗教勧誘又は政治動員を他の利用会員に対して行った場合
8. 反社会的勢力の関係者であることが判明し又はその疑いがあると保育園が判断した場合
9. その他、保育園が利用会員として適切ではないと判断した場合
10. 対象児の健康状況に変化があり、保育園が病児保育の提供が困難であると判断した場合

## 第7条（利用会員資格の譲渡）

利用会員は、有償・無償を問わず、利用会員の地位を第三者に譲渡、移転、又はその他処分することはできません。

## 第8条（退会手続）

1. 利用会員が退会を希望する場合、当月5日までに保育園が指定する退会届を提出することにより、当月末において退会することができます。
2. 利用会員は、退会時に未納の利用料金を完納する義務を負います。

## 第9条（利用会員の義務）

利用会員は、保育園に対し、以下に掲げる義務を負います。

1. 保育園の利用料金を遅滞なく支払うこと
2. 入会時に住所等の個人情報、対象児の健康情報について保育園に届け出ること
3. 入会時に届け出た情報について変更があった場合は速やかに届け出ること
4. 対象児の健康情報について変更があった場合には速やかに届け出ること
5. 保育を予約する際には、対象児の病状・病歴、アレルギーの有無、その他対象児を保育するために必要な事項として保育園が定めた事項を告知すること
6. 保育の利用を予定している対象児が、入院その他により病児保育の利用が困難な状態に至った場合、その旨を速やかに届け出ること
7. 保育利用中は届け出ている連絡先で必ず連絡をとれるようにすること
8. 保育利用中、対象児の病状変化により保育園から帰宅要請があった場合、速やかに応じること

## 第3章 対象児の保育

### 第10条（利用方法と利用の中止）

1. 利用会員は、保育園の指定する方法に従って保育の予約を行い、保育を利用するものとします。
2. 以下の場合、保育の利用ができない、もしくは中止する場合があります。
  - ① 重度の疾患の場合
  - ② 保育中に著しく病状が悪化した場合
  - ③ 医師が保育園の利用を禁じた場合
  - ④ 自然災害や停電、断水、交通機関の大幅な乱れなどにより、サービスの提供を継続することが困難になった場合、もしくは保育園での保育の安全が保てないと判断した場合

- ⑤ 第9条第2項から第6項までに定める事項について保育園に対して正確に伝達しなかった場合
- ⑥ その他利用会員が本規約に違反した場合

#### 第11条（保育者の選定と指定）

保育園は、保育園の判断基準に基づいて保育者を選定し、利用会員はその選定を保育園に委ねることとします。

#### 第12条（医療行為）

1. 保育者は、医療又はそれに準ずる行為は行いません。
2. 保育者が利用会員に代わって投薬を代行する場合は、医師から直接指導を受けた保護者の指示によるものとし、その結果について保育園及び保育者は一切の責任を負わないものとします。
3. 保育中に対象児の病状が悪化した場合、保護者に事前に相談無く医療機関に受診する場合があります、その場合の報告は事後となることがあることにつき、利用会員は承諾するものとします。

#### 第13条（再委託の許容）

保育園は、業務の遂行にあたり、保育園が自己の責任で、第三者に本件業務を遂行させることができます。第三者に本件業務を遂行させる場合、以下のいずれかの方法により再委託を行います。

1. 保育園が提携する病児保育所へ再委託する方法
2. 保育園の研修を修了している、又は保育園で保育者として勤務した経験のある保育スタッフが在籍している事業者へ再委託する方法。但し、再委託先の事業者は、保育園が加入している保険と同等又は、それ以上の保険に加入している事業者であり、病児保育を行う保育スタッフは、保育園の指定する保育者基準を満たし、かつ保育園の指定する研修を修了した者としてします。

#### 第14条（直接契約の禁止）

1. 利用会員は、業務を遂行する保育者又は当社から委託を受けて業務を遂行する第三者との間で、保育園と同種の業務について直接の契約をしてはなりません。
2. 利用会員は、前項に違反した場合、保育園に対して違約金として100,000円を支払わなければなりません。

## 第4章 事故

### 第15条（損害賠償の範囲）

1. 保育者が対象児を保育中、保育者の故意又は過失により対象児又は利用会員の物品に損害を与えた場合、保育園は、その損害につき保育園又は保育園の委託先の事業者が加入している損害賠償保険の範囲でのみ賠償します。

但し、保育者に過失がある場合でも、以下の損害について保育園は何ら責任を負いません。

- ① 利用会員が、第9条第2項から第6項までに定める事項について保育園に対して正確に伝達しなかったことに起因する損害
- ② 利用会員が保育施設や対象児の荷物に金品その他の貴重品を置いていたこと、その他適切に物品を管理していないことに起因する損害
- ③ 保育の依頼を受けていない子どもに起因する損害

#### 【保育園が現在加入している損害賠償保険の概要】

保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

保険種類：超ビジネス保険（保険定款：事業活動包括保険普通保険約款）

補償内容：施設・事業活動遂行事故 1事故 1億円

被害者治療費用 1事故 1千万円

2. 保育者が対象児を保育中、対象児に乳幼児突然死症候群（SIDS）等の原因不明の事故が発生した場合において、保育園が当該事故発生当時の状況に照らして適切な処置を講じた場合には、保育園は何ら賠償責任を負いません。

## 第5章 個人情報保護

### 第16条（個人情報の取り扱い）

保育園は利用会員の個人情報に関し、保育園のウェブサイトに掲載する「個人情報保護方針」に基づき、適切に利用及び管理を行います。

## 第6章 通報

### 第17条（児童相談所等に対する通報）

児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき、保育園は児童虐待の可能性があると判断した場合には、福祉事務所又は児童相談所に通報します。

## 第7章 その他

### 第18条（細則等）

業務遂行上必要な細則等は、別途保育園がこれを定めるものとし、定めた細則等は利用会員に公開するものとします。

### 第19条（本規約の改定）

1. 保育園は、必要に応じて本規約を変更することができるものとします。
2. 保育園は、本規約の内容を変更する場合、変更内容をその変更の1ヶ月前までに利用会員に対して通知するものとし、当該変更内容の通知後、利用会員が病児保育を利用した場合又は3ヶ月以内に退会手続を取らなかった場合、利用会員は、当該変更内容に同意したものとみなします。

### 第20条（サービスの変更・停止・廃止）

保育園は、天災、法令制定・改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない場合、本サービスを変更・停止又は廃止することがあるものとします。

### 第21条（営業時間とオフィス休業日）

1. 営業時間は、原則として7時30分から19時00分までとします。但し、諸事情により休業する場合は、保育園のウェブサイトにて記載することにより通知します。また、予約・キャンセル・変更の窓口業務については、概要の受付時間内に通知があった場合のみ対応するものとします。
2. 休業日は、原則として土曜・日曜・祝日・夏季休業期間及び年末年始休業期間となります。但し、諸事情により休業する場合があります。

### 第22条（保育施設設置者及びサービスに対する要望等取扱窓口）

保育を行う施設の設置者及び所在地は、「保育施設のご案内」により利用会員にお知らせします。また、弊社のサービスに対する要望や苦情などについては、いずれの施設及び保育者に関する場合も全て保育園の施設管理者が対応するものとします。

### 第22条（管轄裁判所）

本規約に起因して生じた一切の紛争については、大分地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本規約は、平成31年4月1日から施行します。